

熊本県高等学校教育研究会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、熊本県高等学校教育研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長所在校におく。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、高等学校における教育上の諸問題を研究し、本県高等学校教育の向上に役立つことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 本会の主催する研究集会、競技会などに関する事。
2. 各教科統一標準考査などの実施についての調整整理に関する事。
3. 教育講演会、研究会などの開催および研究の奨励に関する事。
4. 国または県よりの研究助成金の獲得、教育改善の陳情などに関する事。
5. 補助金および予算の配分に関する事。
6. その他、本会の目的達成に必要と認められる事。

第3章 組織及び役員等

(組織)

第5条 本会は、研究部門別に部会を設ける。

第6条 各部会は熊本県高等学校の教職員で本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|--------|-----|-------|-----|-------|----|
| 1. 会長 | 1名 | 4. 理事 | 若干名 | 7. 会計 | 1名 |
| 2. 副会長 | 2名 | 5. 監事 | 2名 | | |
| 3. 顧問 | 若干名 | 6. 庶務 | 2名 | | |

(役員を選任および任期)

第8条 会長は事務局当番校の校長があたり、副会長は次期事務局当番校の校長1名、私立高校校長1名、計2名があたる。監事は前期事務局当番校の校長1名、各部会長の互選による1名、計2名があたる。顧問には原則として会長、副会長 および監事以外の各部会長を推す。

- 2 理事は原則として、各部会より1名宛選出し、庶務および会計は、会長が委嘱する。
- 3 役員任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。

(役職員の任務)

第9条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 3 顧問は、会務に関し会長の諮問に応じて助言する。
- 4 理事は、会長および副会長とともに理事会を組織して、重要な会務を議決し執行する。
- 5 監事は、本会の会計監査にあたる。
- 6 庶務は、本会の庶務にあたる。
- 7 会計は、本会の会計にあたる。

(会 議)

第10条 理事会の常会は、会長が毎年度の初めに召集し主宰する。

- 2 会長は、前項のほか必要と認めるときは、理事会の臨時会を召集することができる。
- 3 理事会は、各部会の活動に支障をきたさないように慎重に協議して部会相互の連携を保つように留意するものとする。

第4章 会 計

(会 計)

第11条 本会の経費は、会員の会費、補助金その他をもってこれにあてる。

- 2 前項の会費は、会員1名につき年額1,000円とする。
- 3 会費の納入方法および時期は、細則で定める。

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

第1条 本会の運営に必要な細則や申し合わせ事項は、別にこれを定める。

第2条 本会の会則の変更は、理事会の決議によって行う。

第3条 本会則は、昭和39年2月10日より施行する。

第4条 昭和48年3月10日付会則一部改正

第5条 昭和61年3月7日付会則一部改正

第6条 平成3年6月24日付会則一部改正

熊本県高等学校教育研究会細則

第1条 本県の高等学校教職員は、原則としてその担当する教科科目にしたがって、会則第5条の各部会の1つ以上に加わることができる。ただし、会費納入の際には、いずれか1つの部会に登録して申請するものとする。

第2条 会則第7条の役職員のうち、会長、庶務、会計の計4名をもって本会事務局を構成し、事務の処理にあたる。

2 事務局当番校の決定は、熊本市内校・北部地区校・熊本市内校・南部地区校の順に行う。

第3条 会則第11条第2項の各部会の会費については、会員所属の学校で取りまとめてこれを納入するものとする。

2 各学校の会費算定の基準となる会員数は、本細則第1条の但し書きの定めにより登録申請された会員の数とする。

第4条 本会の予算案は、毎年度の初めに、事務局において立案し、理事会が審議決定する。

2 各部会への予算配分については、一定の基準金額を定め、これに会員の数に比例して按分した額を加える方式をとる。

第5条 会則第11条の会費の納入については、各学校長が、該当学校分の会費を、本会事務局へ納入するものとする。

2 前項の会費納入の時期は毎年5月末日までとする。

附 則

第1条 昭和47年6月26日付細則一部改正

第2条 昭和48年3月10日付細則一部改正

第3条 平成4年6月24日付細則一部改正